

国立大学法人群馬大学における運営費交付金等の取扱いに関する要項

平成16年4月1日 制定

改正 平成18年6月1日

平成23年4月1日

令和2年4月1日

令和4年4月1日

(趣 旨)

第1 国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）における運営費交付金等に関する会計処理の取扱いについては、国立大学法人会計基準（平成16年文部科学省告示第37号）によるほか、この要項の定めるところによる。

(定 義)

第2 この要項において「期間進行基準」とは、時の経過に伴い業務が実施されたとみなして債務を収益化する基準をいう。

2 この要項において「業務達成基準」とは、業務の実施に伴い債務を収益化する基準をいう。

3 この要項において「費用進行基準」とは、費用の発生額と同額の業務が実施されたとみなして債務を収益化する基準をいう。

4 この要項において「外部資金」とは、寄附金収入、受託研究等収入、受託事業等収入及び当該収入の間接経費をいう。

5 この要項において「機関補助金」とは、国立大学法人群馬大学に交付される補助金及び当該補助金の間接経費をいう。

(運営費交付金債務の収益化)

第3 運営費交付金債務については、次の各号に掲げる経費を除き、期間進行基準により、収益化を行うものとする。

(1) 機能強化経費

(2) 特殊要因経費

(3) 翌年度に繰り越す経費

(4) 学長が運営費交付金により支払うことを認めた経費

2 前項各号の経費については、当該経費により行われる事業の性質に応じ、期間進行基準、業務達成基準又は費用進行基準により収益化を行うものとする。

(授業料債務の収益化)

第4 授業料債務については、第8の資産購入経費を除き、期間進行基準により、収益化を行うものとする。

(寄附金債務及び前受受託研究費等の収益化)

第5 寄附金債務及び前受受託研究費等については、費用発生時に収益化を行うものとする。ただし、間接経費は、受託料の納付時に収益化を行うものとする。

(前受受託事業費等の収益化)

第6 前受受託事業費等については、次の各号に掲げる区分により、収益化を行うものと

する。

- (1) 研修生等を受け入れる又は検査・分析等の技術協力を行うものについては、当該受託事業等の完了時に収益化を行うものとする。
- (2) 治験薬試験等に係るものについては、当該受託事業等の完了時に収益化を行うものとする。なお、受託料前納契約による場合については、当該受託事業等の完了の有無にかかわらず請求時に収益化するものとする。
- (3) 前2号に掲げるもの以外のものについては、費用発生時に収益化を行うものとする。
- (4) 間接経費については、受託料の納付時に収益化を行うものとする。

(運営費交付金収入等の使途の特定)

第7 運営費交付金収入の使途は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 機能強化経費
- (2) 特殊要因経費
- (3) 第3第4号の経費
- (4) 人件費（附属病院収入、外部資金及び機関補助金による雇用者の人件費を除く。）。
この場合、賞与を最優先するものとする。

2 運営費交付金により財源措置される教職員の退職手当及び賞与の引当金については、計上しないものとする。

(資産購入経費の財源)

第8 資産購入経費の財源については、運営費交付金収入、附属病院収入、外部資金及び機関補助金により支払うこととされるものを除き、授業料収入により取得したものとする。

附 則

- 1 この要項は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人群馬大学における運営費交付金債務等の収益化に関する取扱要項（平成17年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。